

令和6年4月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年4月5日（金）午後2時30分～午後3時25分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	山本 官	15	正木 卓夫
2	桑原 宏文	10	芝 順子	16	岡崎 誠
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
8	遠地 美千代	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	3	宮崎 幸一
4	岡本 尚子	6	山口 昇彦	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	4	井上 靖好

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
5	宮地 秀之	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主事	岡本 ほのか
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（10件）
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について（2件）
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（2件）
 第4号議案 非農地証明書の交付について（5件）
 第5号議案 農用地利用集積計画について（1件）
 第6号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について（13件）

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（福留会長）	只今から令和6年4月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮地 秀之 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（福留会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号16番 岡崎 誠 委員、議席番号1番 篠田 新生 委員をお願いします。
議長（福留会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページから4ページになります。 番号1。土地の表示は、竹島字ハタ田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数20名で、農作業への従事日数は年間300日となっております。農機具につきましては、ユンボ、トラクター、トラックを所有しているとのことです。耕作面積は約41ヘクタールとなります。 現在、申請地はミカンが植えられており、取得後はミカンを中心に耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、西土佐橘字タナソリ他以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業暦5年の49歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴40年以上の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から100メートルほどの距離で、耕作面積は234アールとなっております。

また、申請地は現在、ユズを栽培しており、取得後は譲受人が引き続き耕作していくということです、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、議案書は3ページになります。

番号3。土地の表示は、佐岡字東仲澤 以下議案書記載のとおりです。申請理由は交換で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴25年の61歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間160日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているということです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は62アールとなります。

現在、申請地では水稻を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は、佐岡字西仲澤 以下議案書記載のとおりです。申請理由は交換で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴15年の48歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の母の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているということです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は8アールとなります。

現在、申請地では水稻を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号5。土地の表示は、古津賀二丁目 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の45歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父と母の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、トラック、乾燥機、田植機を所有しているということです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は95アールとなります。

現在、申請地では一部果樹を栽培していますが、取得後は引き続き譲受人が果樹や季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号6と番号7については譲受人が同じ方なのでまとめて説明いたします。土地の表示は、具同字西行近以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の83歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約15分の距離となっております。耕作面積は76アールとなります。

現在、申請地では果樹を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号8。土地の表示は、入田字杉ノ内 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の44歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は西土佐江川崎の自宅から約50分の距離となっておりますが、譲受人が勤務している事務所が申請地近辺にあり、その事務所からは約5分の距離となっております。耕作面積は2アールとなります。

現在、申請地では果樹を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号9。土地の表示は、深木字カスケ分 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴35年の62歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、軽トラック、乾燥機、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約15分の距離となっております。耕作面積は222アールとなります。

現在、申請地では水稻を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号10。土地の表示は、若藤字立野 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者について

	も議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 35 年の 65 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 10 分の距離となっております。耕作面積は 178 アールとなります。 現在、申請地ではブシュカンを栽培していますが、取得後は引き続き譲受人がブシュカンを栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（福留会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「1 番の関係委員」お願いします。
●19 番 畠中委員 （下田地区担当）	事務局説明のとおりであります。地区としても虫食い状態で余っていた土地であります。売買についても当人同士で話したうえでのことですので、特に問題はないと思います。
議長（福留会長）	推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	3 月 27 日現地確認へ行きました。特に問題はないと思います。以上です。
議長（福留会長）	続きまして、「2 番の関係委員」お願いします。
●11 番 岡村委員 （西土佐橋地区ほか担当）	3 月 27 日状況確認を行いました。申請地には柚子が植えられており、剪定等もしてきれいにされておりました。周辺も柚子畑で手入れもきちんとして行われており、何も問題はないと思います。 以上のことから 3 条の許可について結構であると考えます。以上です。
議長（福留会長）	宮地浩推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「3 番・4 番の関係委員」お願いします。
●17 番 尾崎委員 （東山地区担当）	3 月 27 日に現地確認を行いました。今回取得しようとする農地についても稲作していくということです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農産業に従事するということです。 以上のことで農地法第 3 条の許可については適当と考えます。

議長（福留会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「5番の関係委員」の井上委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。 宮地秀之推進委員も本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「6番・7番・8番の関係委員」お願いします。
●15番 正木委員 （具同地区担当）	6番7番ですが、一部の土地には果樹が残っていますが引き続き果樹を植えるということで、現地については荒廃地という形で少し荒れておりますけれども、そこを開いて果樹を植えるということで問題ないと思います。 それと8番についてですけれども、譲受人についてこちら果樹を植えるということで勤務地から近いことから果樹を植えるということで、6番7番8番とも電話にて確認したんですけども、果樹を植えることが適当ということで考えております。3条の許可についても適当と考えております。以上です。
議長（福留会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「9番の関係委員」お願いします。
●5番 加用委員 （八束地区担当）	申請地の状況ですが問題なく耕作されており、譲受人は譲受後は田を田として耕作するとのことで問題はないと思われます。以上です。
議長（福留会長）	推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	特に問題はないと思われます。以上です。
議長（福留会長）	続きまして、「10番の関係委員」お願いします。
●9番 山本委員 （後川地区担当）	3月27日に武井推進委員と二人で譲受人に会いまして現地を確認しました。事務局の報告のとおり申請地はぶしゅかんが植わっていきまして、きれいにされていまして。問題なく適当と判断します。以上です。
議長（福留会長）	推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	たまたま譲受人がぶしゅかんを栽培しているようないきさつもありまして、売買という形で話が進み今回成立したということでございます。別に問題はないかと思います。以上です。

議長（福留会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（福留会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（福留会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（福留会長）	続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は西土佐大宮字井デノウエ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月27日、事務局、大宮地区担当の篠田委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を建築するものです。場所については、大宮郵便局から北西へ4kmほどのところにある農地です。東側は宅地、南側、西側は道路であり、北側は申請者所有の畑となっております。雨水については、自然浸透で周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。 よって、申請地は集団農地（10ha 以上）の第1種農地であり原則不許可ですが、例外規定において集落接続の住宅等の立地にあることから、転用が許可できる土地と判断します。 続きまして番号2。土地の表示は西土佐半家字二月ダバ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。令和5年10月31日、事務局、半家地区担当の芝委員と竹村推進委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を建築するものです。場所については、JR 半家駅より国道 381 号線に沿って北へ1kmほどのところにある農地です。東側は山林であり、南側は宅地、西側は道路、北側が山林と畑となっており、隣接農地所有者から同意を得ております。雨水については、自然浸透で周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。

	よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり、転用が許可できる土地ということでもあります。以上です。
議長（福留会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「1番の関係委員」お願いします。
●1番 篠田委員 （西土佐大宮地区ほか担当）	3月27日に申請代理人並びに関係者で現地確認を行いました。現地は家庭菜園として利用していた痕跡がありました。なにぶん狭い農地なので機械を入れたり、効率的な耕作は難しいものと考えます。また、隣接する農地並びに住宅または山林は、申請者所有のもので周辺の影響はないものと考えます。以上です。
議長（福留会長）	宮地浩推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「2番の関係委員」お願いします。
●10番 芝委員 （西土佐半家地区ほか担当）	3月22日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおり隣の土地所有者からの同意もあり、周辺の農地にも影響はないものと考えます。以上です。
議長（福留会長）	推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 （西土佐半家地区ほか担当）	3月22日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおり隣の土地所有者からの同意もあり、周辺の農地にも影響はないものと考えます。以上です。
議長（福留会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（福留会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（福留会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（福留会長）	続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は6ページになります。

	番号1。土地の表示は、具同字植前 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月27日、地区担当の正木委員立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を建築するものです。場所については、土佐くろしお鉄道・具同駅より西に約1.6kmに位置する農地で、北側は山林、東側は宅地、南側および西側は農地ですが、農地所有者から転用についての同意書の提出があります。排水については、雨水排水のみで自然浸透により処理します。 申請地は第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難な場合には転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして、番号2。土地の表示は、平野字耳切 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月27日、地区担当の宮崎推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、オートキャンプ場とまろつとより北東に約750mに位置する農地で、北側は宅地、東側は市道、西側は山林、南側は原野で周辺に農地はなく影響はないものと判断できます。排水については、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し東側市道側溝へ排水、雨水については敷地内に傾斜を設け東側市道側溝へ排水します。 申請地は第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地となり、第3種農地に立地が困難な場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（福留会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「1番の関係委員」お願いします。
●15番 正木委員 （具同地区担当）	事務局の説明のとおり問題ないと思います。以上です。
議長（福留会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「2番の関係委員」お願いします。
●19番 畠中委員 （下田地区担当）	事務局の説明のとおり、現地確認を行いました。宅地への転用も問題ないと思います。以上です。
議長（福留会長）	推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	事務局の説明のとおり問題ないと思います。以上です。

議長（福留会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（福留会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（福留会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（福留会長）	続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は7ページから9ページになります。 番号1。土地の表示は田野川字奥市坪、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月27日、地区担当の山本委員と武井推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に宅地となっており、課税状況についても宅地での課税となっています。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして、番号2。土地の表示は具同字大内町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月27日、地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に雑種地となっており、課税状況については宅地での課税となっています。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして、議案書は8ページになります。

	番号3。土地の表示は具同字西高橋、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号3についても、番号2と同様に現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして、番号4・番号5についてですが、申請者は異なりますが、申請地は同一の小字内であり、非農地になった事由等も同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は具同字西行近、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号4、番号5についても、番号2、番号3と同様に現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（福留会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「1番の関係委員」お願いします。
●9番 山本委員 （後川地区担当）	3月27日会長及び事務局そして武井推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。事務局の説明のとおり人為的に転用されてから15年以上経過しておりまして、農地行政上も特に問題ないと判断しまして、証明書の交付は適当と考えます。以上です。
議長（福留会長）	推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	3月27日現地確認を行いました。山本委員の説明のとおりですが建物が建って日数も経過しており現在は貸家となっております。非農地証明の申請はやむなく妥当だと判断しました。以上です。
議長（福留会長）	続きまして、「2番～5番の関係委員」お願いします。
●15番 正木委員 （具同地区担当）	2番ですが駐車場になっていまして、人為的に手を入れまして15年以上たっているということで、農地行政上も支障

	なしと判断いたします。非農地証明書の発行も問題ないと思います。 続きまして、3番ですが耕作放棄してから10年以上たっており荒廃地でもあるため、非農地の証明は問題ないと考えます。 それから4番ですが、耕作放棄して10年以上たっておりまして荒廃地になっております。非農地証明も問題ないと思います。 それから5番ですが、耕作放棄して10年以上経過しておりまして、農地行政上も問題ないと思います。以上です。
議長（福留会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（福留会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（福留会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（福留会長）	続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。 なお、関係者ですので、篠田委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は10ページ、農用地利用集積計画書（案）は11ページになります。 それでは1番について説明いたします。借受人は西土佐地区において、水稻、野菜を栽培している認定農業者です。今回の申請は、再設定の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっ

	ております。貸借期間は、令和6年4月11日から令和8年4月10日までの2年間となっています。以上です。
議長（福留会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「1番の関係委員」お願いします。
●11番 岡村委員 （西土佐橋地区ほか担当）	3月27日16時頃より現地確認及び借受人への聞き取りを行いました。借受人は、認定農業者でもあり野菜を耕作しています。今回の申請地も野菜を耕作していくとのこと。農地は既に作付けの準備をしております。 以上のことから適当であると考えます。以上です。
議長（福留会長）	宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（福留会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（福留会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 農用地利用集積計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（福留会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。 篠田委員は入室してください。
議長（福留会長）	続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。 なお、関係者ですので、東推進委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第6号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は12ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は13ページになります。 1番から13番について説明いたします。借受人は富山地区で水稻や野菜等の栽培をしている農業法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は13名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のス

	クリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和6年4月5日から令和16年4月4日までの10年間となっています。以上です。
議長（福留会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「1番～13番の関係委員」お願いします。
●12番 伊勢脇委員 （富山地区担当）	1番から3番については、ぶしゅかん、水稻、4番から10番についてぶしゅかん、水稻、11番から13番についてもぶしゅかん、水稻、以上のことから適当であると言えます。以上です。
議長（福留会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（福留会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第6号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（福留会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。 東推進委員は入室してください。
議長（福留会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。 お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。 形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号1。土地の表示は山路屋敷田、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。 4月2日に事務局で現地に向かい、八束地区担当の加用委員と宮崎推進委員立会いのもと現地調査を行いました。 現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、田んぼを畑として使用するにあたり、土地の高さが低く水はけが悪いので、農地を嵩上げ

	するよう盛土を行うためであります。形状変更後は季節野菜を栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和6年4月4日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。
議長（福留会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
議長（福留会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年4月5日

議長 福留宣彦

署名委員 岡崎 誠

署名委員 篠田 新生